## 要支援・要介護認定を受けている方に 「介護保険負担割合証」を送付いたします

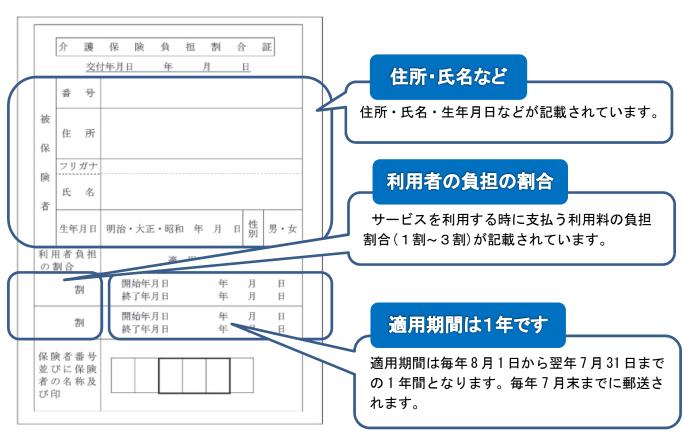
介護サービスを利用する際の、自己負担の割合(1割 $\sim 3$ 割)が記載された **『介護保険 負担割合証』** をお送りいたします。

介護サービスを利用する際には、今回お送りする「介護保険負担割合証」と「介護保険 被保険者証」等を併せて、**ケアマネジャーやサービス提供事業所**にご提示いただきますよ うお願いいたします。

なお、介護保険負担割合証は、適用期間が1年間(8/1~翌年7/31まで)となりますので、<u>毎年送付されます。</u>また、<u>世帯構成や収入等に変動が生じた場合には、適用期間中であっても、負担割合が変更になる場合があります</u>のでご注意ください。

## ●記載内容を確認してください

介護保険負担割合証には、利用者の住所や氏名、生年月日、利用者負担の割合などが記載されています。

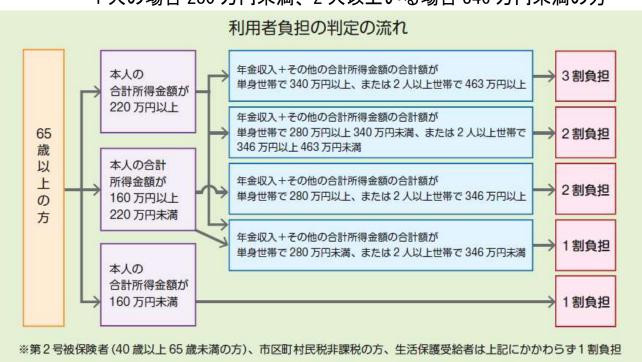


## 【お問合せ先】

越谷市役所 介護保険課給付担当 電話 048-963-9169(直通)

## 介護保険負担割合証のQ&A

- Q1
- 3割負担になるのはどのような人ですか?
- 65歳以上で、合計所得金額が220万以上の方です。
- ※次の方は1割負担又は2割負担になります。
  - ① 世帯で 65 歳以上の方の「年金収入+その他の合計所得金額」が、 1 人の場合 340 万円未満、2 人以上いる場合 463 万円未満の方
- Q2
- 2割負担になるのはどのような人ですか?
- A2 65 歳以上で、合計所得金額が 160 万以上の方です。
  - ※次の方は1割負担になります。
    - ①64歳以下の方
    - ②市民税非課税者及び生活保護受給者
    - ③世帯で 65 歳以上の方の「年金収入+その他の合計所得金額」が、 1 人の場合 280 万円未満、2 人以上いる場合 346 万円未満の方



Q3 2割負担から3割負担になったら、月々の負担が1.5倍になるのですか? A3 月々の利用者負担には上限があり、上限を超えた分は「高額介護サービス費」が支給されますので、すべての方の負担が1.5倍になるわけではありません。高額介護サービス費の該当になった場合は、市から申請書を送付いたします。